

参考

(第四面)
基礎配筋検査の記入例

工事監理の状況

	確認を行つた部位、材料の種類等	照合内容	照合を行つた設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果(不適の場合には建築主に対して行つた報告の内容)
敷地の形状、高さ、衛生及び安全	敷地形状及び寸法 地盤高	敷地境界寸法 地盤高の設定	配置図 基礎伏図	BM位置、高さ 設計G L 根切り深さ	現地計測	適
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料(接合材料を含む。)の種類、品質、形状及び寸法	地業 鉄筋	床付面の状況 捨てコン 鉄筋の種類 品質、径、寸法	基礎リスト、基礎伏図	鉄筋種類の使い分け(S D295、S D345)	現地目視確認 現地計測及びミルシート	適 適
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等	鉄筋	継ぎ手 定着長さ フック H O O P 筋	同上 H26.06.11 S B C	継ぎ手長さ 定着長さ フック要箇所 H O O P ピッチ	現地計測 (圧接部分の試験結果は後日提出)	全て適
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ	基礎配置の位置	床付け高さ 地中梁、柱型の配置寸法 本数・被り厚	配置図 基礎伏図	柱型の配置寸法	現地計測	適
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況						
特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況						
居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積						
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種別及び厚さ						
開口部に設ける建具の種類及び大きさ						
建築設備に用いる材料の種類及びその照合した内容並びに当該建築設備の構造及び施工状況(区画貫通部の処理状況を含む。)						
備 考						

(注意)

5. 第四面関係

- ① 申請建築物（建築基準法第7条の5及び第68条の20第2項（建築物である認証型式部材等に係る場合に限る。）の適用を受けず、かつ、建築士法第3条から第3条の3までの規定に含まれないものを除く。以下同じ。）に関する当該特定工程に係る工事までの工事監理の状況について記載してください。ただし、既に中間検査を受けたものにあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況についてこの書類に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。
- ② 申請建築物が複数の構造方法からなる場合には、それぞれの構造の部分ごとに記載してください。
- ③ 接合状況のうち、鋼材等の金属材料の溶接又は圧接部分に係る内部欠陥の検査、強度検査等の確認については、~~ハニカルス検査を行った者の氏名及び資格並びに当該検査に係るサンプル数及びその結果を記載して下さい。~~ *資料提出でOKです
- ④ 材料のうち、コンクリートについては、四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験又は検査（以下「試験等」という。）を行った者、試験等に係るサンプル数及び試験等の結果について記載してください。**複製禁止**
- ⑤ 「特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況」は、建築基準法施行令第39条第3項、第81条第1項第3号~~第82条第7号~~又は第137条の2第1号~~ハ~~の規定の適用を受ける部分について記載してください。**H26.06.11 SBC**
- ⑥ 「居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積」は、建築基準法施行令第20条の7第1項第1号に規定する内装の仕上げに用いる建築材料の種別並びに当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分及び当該部分の面積について記載してください。
- ⑦ 「天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げ」は、建築基準法第35条の2の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑧ 「開口部」は、防火設備の設置が義務付けられている部分、建築基準法第28条第1項の規定の適用を受ける部分及び同法第35条の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑨ 「照合結果」は、「適」「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかつた場合には「不適」を記入してください。また、不適の場合には建築主に対して行つた報告の内容を記載してください。
- ⑩ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑪ この書類に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。 *建築士法による工事監理報告書等に代える事が可能です